

厚木市中学校部活動の在り方検討委員会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、厚木市中学校部活動の在り方検討委員会委員（以下「委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定める。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する者で応募日現在18歳以上のもの

ア 市内に在住し、在勤し、又は在学している者

イ 市内で公共的な活動をしている者

ウ 市に納税義務を負う者

(2) 本市の他の審議会等の委員でない者

(3) 本市の議員及び職員でない者

(4) 平日に開催する会議に出席できる者

(募集人員)

第3条 公募する委員の人員は、2人とする。

(公募方法)

第4条 公募による委員は、広報あつぎ及び市ホームページで募集するものとする。

2 委員に応募する者は、厚木市中学校部活動の在り方検討委員会委員応募申込書（以下「応募申込書」という。）を提出するものとする。

(公募受付期間)

第5条 公募の受付期間は、令和7年7月15日（火）から同年8月15日（金）までとする。

(選考委員会の設置)

第6条 公平かつ公正な選考を確保するため、合議制による厚木市中学校部活動の在り方検討委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、教育指導担当部長、教育部教育指導課長及び教育部教育指導課教育指導係長をもって構成する。

3 選考委員会に選考委員長を置き、教育指導担当部長をもって充てるものとする。

4 選考委員会は選考委員長が招集する。

5 選考委員会の庶務は、教育部教育指導課教育指導係において処理する。

(委員の選考)

第7条 委員の選考は、選考委員会において行う。

2 委員の選考に当たっては、書類審査及び面接審査によるものとし、両審査の結果を総合的に考慮し、委員を選考するものとする。

(選考の結果)

第8条 選考結果については、応募者本人に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。